達成度評価・基盤評価の留意点

下記の「留意点」を適用するにあたっては、短期大学の設置形態、地域性及び学科・専攻科の特色などに留意しつつ弾力的に扱うこととする。特に、「留意点」に示される数値については、それだけに拘泥しすぎることのないよう注意する。

基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
	(1) 短期大学・学 科・専攻科等の理 念・目的を適切に設 定しているか。	①学科・専攻科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則またはこれに準ずる規則等に定めていること。 ②高等教育機関として短期大学が追求すべき目的(**)を踏まえて、当該短期大学、学科・専攻科の理念・目的を設定していること。	①当該短期大学、学科・専攻科の理念・目的は、建学の精神、目指すべき方向性等を明らかにしているか。 ②理念・目的の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させているか。
1、理	(2) 短期大学・学	※ 「短期大学基準の解説」基準1、 学校教育法第108、91条等参照③短期大学・学科・専攻科等の理念・目的	
念 ・ 目 的	科・専攻科等の理 念・目的を短期大学 構成員(教職員及び 学生等)に周知し、 社会に公表している か。	は、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して、公的な刊行物、ホームページ等で周知・公表されていること。	
	(3) 短期大学・学科・専攻科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。		
2、教育研究	(1) 短期大学の学 科・専攻科等の教育 研究組織は、理念・ 目的に照らして適切		①教育研究組織は、当該短期大学、学科・ 専攻科等の理念・目的を実現するためにふ さわしいものであるか。
	なものであるか。 (2)教育研究組織		②教育研究組織の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適
組織	の適切性について、 定期的に検証を行っ ているか。		切に機能させているか。
	(1) 短期大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めているか。	①採用・昇格の基準等において、法令 (※) に定める教員の資格要件等を踏まえて、教員に求める能力・資質等を明らかにしていること。	①専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等、短期大学として求める教員像を明らかにしたうえで、当該短期大学、学科・専攻科の理念・目的を実現するために、学科・専スなどとなる。
		※ 学校教育法第92条、その他短期 大学設置基準等の関係法令参照	めているか。また、その方針を教職員で共 有しているか。
ą		②組織的な教育を実施する上において必要 な役割分担、責任の所在を明確にしている	②方針と教員組織の編制実態は整合性がとれているか。
3、教員・教員組織			③教員の募集・採用・昇格について、基準、手続を明文化し、その適切性・透明性 を担保するよう、取り組んでいるか。
	(2) 学科・専攻科 等の教育課程に相応 しい教員組織を整備 しているか。	③当該短期大学・学科・専攻科の専任教員数が、法令(短期大学設置基準等)によって定められた必要数を満たしていること(※)。	④教育研究、その他の諸活動 (**) に関する 教員の資質向上を図るための研修等を恒常 的かつ適切に行っているか。
		※【法令によって定められた必要数】 短期大学設置基準及びこれに付随 する文部科学省告示等参照	※ ここでいう諸活動とは、社会貢献、 管理業務等を含む教員に求められる 様々な活動を指す。
		④特定の範囲の年齢に著しく偏らないように配慮していること (※)。	⑤教員の教育研究活動の業績を適切に評価 し、教育・研究活動の活性化に努めている か。
		※ 短期大学設置基準等第20条第3項	

基準	単 点検・討	評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
3、教員・教員組織	任に ・っつ (4)を講 (5)学あ の で り で り で り で り で り り で り り り り り り り	いるか。 質の方 ののためるか。 対関の方 大学係は 大学係は のでは、 大学のでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 は関うのでは、 はできるではできるではできるでは、 はできるではできるではできるではできるではできるではできるではできるではできる	⑤専門教育の必修科目を主に専任教員が担当していること。 ⑥教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けていること。 ⑦専任教員は主として当該短期大学の教育・研究に従事していること。	⑥教員組織の適切性を検証するにあたり、 責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に 機能させ、改善につなげているか。 ※【併設大学を有する短期大学の場合】 ⑦専門分野等の特性に応じて、併設大学の 教員と適切な人的交流を行い、短期大学の 教育研究の充実に努めているか。
4、教:	(1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の行う (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の行う (1) 教育目標、学位授与方針、教育課程の行う (2) 表字い (位課針(等に) (4) 数方目期 (日本) (本) 表示 (日本) (2) 表字い (位課針(等に) (4) 数有目標、学位授与方針、教育課程の信息 (2) 数字 (位課針(等に) (4) 数字 (本) 数字 (5) 数字 (本) 数字 (4) 数字 (本) 数字 (5) 数字 (本) 数字 (6) 数字 (本) 数字 (7) 数字 (本) 数字	「	①理念・目的を踏まえ、で修りの語を対くくできまえ、で修りの話要件(を設定したののでは、であること。 ②学生に期待するでは、教力をまといるでは、教力をまとに関係、教力をまといる。 ②学生に対け、教力をまというでは、教力をまとにもいる方をまといる。 ②教育をまといるでは、教育では、教育では、教育では、教育では、教育では、教育では、教育では、などが教生、公表されていること。	①学位授与方針と教育課程の編成・実施方針は連関しているか。 ②教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
容・方法・成果	(2) 教育課程・教育内容 (成きにをい (成きいて 1・、開体る 2・、教い 美授設系か) 実各育る 2・、教い (成きいて) (成きいて) (のきいて) (のきいて) (のきいて) (のきにをい) (のきにない) (のきに	育 財 群 群 群 日 教 編 で を 育成 程 に を 育成 程 に 相 提 し の 基 適 課 し の 基 が は は し し し の 基 が し し し し し し し し し し し し し	①職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する教育課程が編成されていること。 ※ 短期大学設置基準第5条第2項 ②教養教育、専門基礎教育、専門教育、倫理性を培う教育等がバランスよく配置されていること。 ①当該学科・専攻科の教育目標を達成するために必要となる授業の形態を明らかにしていること。 ②学科の特性に応じた単位の実質化を図る措置をとっていること。	①教育課程の編成・実施方針に基づいた教育課程の編成・実施方針に基づいるいしているか。 (評価するにあたり、のことが明らかであるした。とうでは、一個では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、で

基	準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
4、教育内容	(3) 教育方法	(2)シラバスに基づいて授業を展開しているか。 (3)成績評価及び単位認定を適切に行っているか。	③授業の目的、到達目標、授業内容・方法、1年間の授業計画、成績評価方法一を決定を、成績評価方法一を明らかにしたシラバスを、があることができる状態にしない。 ④授業科目の内容、形態等を考慮し、いること。 ④授業科目の内容、形態等を考慮し、いること。 ⑤既修得単位の認定を、短期大学設置切な学内基準を設けて実施していること。	
・方法・成果	成	(1)教育目標に 沿ったが果が上がっているか。 (2)教育成果につかでは、 (2)教育のは果についてでは、 行い、その教育を発音でいた。 行い、その教育を持ているか。 (3)学位授与(卒業認定)を適切に	①卒業の要件を明確にし、履修要綱等によってあらかじめ学生に明示しているこ	①課程修了時における学生の学習成果を測定するための評価指標を開発し、適切に成果を測るよう努めているか。 ②教育内容・方法等の改善に向けた取り組みの結果や教育成果を検証し、教育内容・教育方法等の改善につなげているか。 ③学位授与にあたり、明確な責任体制のもと、明文化された手続きに従って、学位を授与しているか。
		行っているか。 (1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。 (2) 学生の受け入なか。 (2) 学生の受け入公声が適切に学生を必要が入公事を表が入学者選抜を	と。 ①理念・目的、教育目標を踏まえ、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにした学生の受け入れ方針を、学科・専攻科ごとに定めていること。 ②学生の受け入れ方針は、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して、公表的な刊行物、ホージ等で周知・公表されていること。 ③学生募集、入学者選抜の方法が、受験生に対音を受けるための能力・適性等を適切に判定するものであること。	①学生の受け入れ方針と学生募集、入学者 選抜の実施方法は整合性がとれているか。 ②学生の受け入れの適切性を検証するにあ たり、責任主体・組織、権限、手続を明確 にしているか。また、その検証プロセスを 適切に機能させ、改善につなげているか。
当点の受け、ア	う、学生の受け入れ	行っているか。 (3) 適切な定員を 設定し、学生を受い 入れるととを収容を 籍学生もに を 籍学生がるか。	④学科における、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が適正であること。 【指摘の目安】 《定員超過》 ・実験・実習・実技を伴う分野で1.2以上:努力課題 ・それ以外の分野で1.3以上:努力課題 《定員未充足》 ・0.5以上~0.8未満:努力課題 ・0.5未満:改善勧告	
		(4) 学生の受け入 れ方針に基づき、学 生募集と入学者選抜 を公正かつ適切につい で、定期的に検証を 行っているか。		

基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
6、学生支援	(1) 学生が学習に 専念し、安定した学 生生活を送ることが できるよう学生支援 に関する方針を明確 に定めているか。		①修学支援、生活支援、進路支援に関する 方針を、理念・目的、入学者の傾向等の特性を踏まえながら定めているか。また、そ の方針を教職員で共有しているか。 ②方針に沿って、修学支援、生活支援、進 路支援のための仕組みや組織体制を整備
	(2) 学生への修学支援を適切に行っているか。		し、適切に運用しているか。 (評価するにあたり、当該短期大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する) <修学支援> ・留年者及び休・退学者の状況把握と
	(3) 学生の生活支援を適切に行っているか。		対処 ・学生の能力に応じた補習・補充教育の実施 ・障がいのある学生に対する修学支援の実施 ・奨学金等の経済的支援の実施
	(4) 学生の進路支	①学生の進路選択に関わるガイダンスを実	<生活支援> ・学生相談室等、学生の相談に応じる 体制の整備、学生への案内 ・各種ハラスメント防止に向けた取り 組み
		面するほか、キャリアセンター等の設置、 キャリア形成支援教育の実施等、組織的・ 体系的な指導・助言に必要な体制を整備していること。	③学生支援の適切性を検証するにあたり、 責任主体・組織、権限、手続を明確にして いるか。また、その検証プロセスを適切に 機能させ、改善につなげているか。
	(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。		①学生の学修、教員の教育研究の環境整備 に関わる方針を、当該短期大学、学科・専 攻科の理念・目的を踏まえて定めている か。また、その方針を教職員で共有してい るか。
	(2) 十分な校地・ 校舎及び施設・設備 を整備しているか。	①校地及び校舎面積が、法令上の基準(短期大学設置基準等)を満たしており、かつ 運動場等の必要な施設・設備を整備してい ること。	②方針に沿って、施設・設備、機器・備品を整備し、管理体制や衛生・安全を確保する体制を備えているか。
7、教育研究等環境	(3)図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。	②当該短期大学、学科・専攻科等において 十分な教育研究活動を行うために、図書館 において必要な質・量の図書、学術雑誌、 電子媒体等を備えていること。 ③図書館、学術情報サービスを支障なく提 供するために、専門的な知識を有する専任 職員を配置していること。	(評価するにあたり、当該短期大学の説明・証明から、下記のことが明らかであることに留意する) ・ 耐震性の確保やバリアフリーへの対応等、施設・設備の安全性、利便性を向上させるための取り組み・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他の図書館とのネットワークを整備する等の、学術情報へのアクセスの充実・座席数・開留時間等で、学生の学修に配慮した図書館の研究を
	(4)教育研究等を 支援する環境や条件 を適切に整備してい るか。	④専任教員に対して、研究活動に必要な研究費を支給していること。 ⑤専任教員の研究室等、研究活動に必要な	研究専念時間の設定等、教員の研究機会の保障研究倫理に関する規程の整備、研修会の開催、学内審査機関の設置等、研究倫理を浸透させるための措置
	(5) 研究倫理を遵 守するために必要な 措置をとっている か。	研究環境が整備されていること。	③教育研究等環境の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。

基	準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
	3	(1) 社会との連 携・協力に関する方 針を定めているか。		①社会連携・社会貢献に関する方針を、当該短期大学、学科・専攻科の理念を踏まえながら定めているか。また、その方針を教職員で共有しているか。
社会追	主			②方針に沿って、社会連携・社会貢献を推 進しているか。
・社会貢献		(2)教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。		③社会連携・社会貢献の適切性を検証するにあたり、責任主体・組織、権限、手続を明確にしているか。また、その検証プロセスを適切に機能させ、改善につなげているか。
		(1) 短期大学の理 念・目的の実現に向 けて、管理運営方針 を明確に定めている か。		①意思決定プロセスや、権限・責任(教学 組織と法人組織との関係性を含む)、中長 期の短期大学運営のあり方を明確にした管 理運営方針を定めているか。また、その方 針を教職員で共有しているか。
		規程に基づいて管理	①学長をはじめとする所要の職を置き、また教授会等の組織を設け、これらの権限等	②方針に基づき、適切な規程を整備し、規程に則った管理運営を行っているか。
	(1)管	運営を行っている か。 (3) 短期大学業務	を明確にしていること。 ②法人・短期大学の運営に関する業務、教	③管理運営に関わる組織は、当該短期大学の理念・目的を達成するために、互いに連携・協力し合い、教育研究の推進に寄与するよう努めているか。
	理運営	で円滑に行う事務組 織を設置し、十分に 機能させているか。	②伝人・短期人子の屋呂に関する業務、教育研究活動の支援、その他短期大学運営に必要な事務等を行うための事務組織を設けていること。また、必要な事務職員を配置していること。	④事務職員の募集・採用・昇格について、 基準、手続を明文化し、その適切性・透明 性を担保するよう、取り組んでいるか。
		(4)事務職員の意 欲・資質の向上を図		⑤事務職員の資質向上に向けた研修等の取り組みを行って改善につなげているか。
9、管理運		るための方策を講じているか。		⑥管理運営に関する検証プロセスを適切に 機能させ、改善につなげているか。
運営・財務		(1)教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。		【短期大学財務評価分科会評価事項】 ①教育研究目的・目標を具体的に実現する 上で必要な財政基盤(もしくは配分予算) を確立しているか。
		V 3000		②中・長期の教育研究計画に対する中・長期的な財政計画を策定しているか。また、 それらの関連性が適切であるか。
	(2)			③教育研究の十全な遂行と財政確保の両立 を図るための仕組みを導入(整備)してい るか。
	財務			④文部科学省科学研究費補助金、外部資金 (寄附金、受託研究費、共同研究費等)、 資産運用等の状況は、当該短期大学の財政 基盤の充実を図る上で適切であるか。
				⑤ (私立短期大学) 当該短期大学の財務関係比率に対する自己点検・評価における指標や目標を示しているか。また、実際の各関係比率はそれらの目標等に照らして十分に達成されているか。

++ >#4	LIA TRACT		NAME OF THE PARTY AND IN THE PARTY AND IN
基準	点検・評価項目	基盤評価の留意点	達成度評価の留意点
9、管理運営・財務(2)財務	(2)予算編成及び 予算執行を適切に 行っているか。	【短期大学財務評価分科会評価事項】 ①財務監査を、適切な体制、手続を整えて行っているといえるか。 (私立短期大学)監事による監査報告書を整備し、私立学校法第37条第3項に定める学校法人の業務および財産の状況を適切に示しているといえるか。 (公立大学法人)監事の意見を記載した書面を作成し、地方独立行政法人の業務の状況を適切に示しているか。	【短期大学財務評価分科会評価事項】 ⑥予算配分と執行プロセスの明確性・透明性や、監査の方法・プロセス等の適切性について、明確な責任体制のもと、恒常的かつ適切に検証を行って改善につなげているか。
10、内部質保証	(1) 短知いに 短期いい、るる記い 大て、るる説い 大で表対しし 大で表対しし 内シい 内シい 内シい 内シい 内シい 内を高い で質に のでに が。 ででで、 のでで、 のでで、 のでで、 ので、 のでで、 ので、 の	①自己点検・評価を定期的に実施していること。 ②受験生を含む社会一般に対して、公的な刊行物、ホームページ等によって、必要な情報とは、いっかの事情報とは、以下の事項を指す。・学校教育の・財務関係・評価の結果・自己点検・評価の結果	①質保証を積極的に行うを 類スムを を対し、また、 といるのに行うのを を関いいい。 を関いいい。 を関いいい。 を関いいいい。 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、 のに、